

### 3-45 「第四五章 絶対地代」

#### 「第四五章」の抜粋

「差額地代を分析するにあたっては次のような前提から出発した。すなわち、最劣等地は地代を支払わないということ、または、もっと一般的に言い表わせば、地代を支払う土地は、ただ、その生産物にとっては個別的生産価格が市場規制的生産価格よりも低く、したがってそこに地代に転化する超過利潤が生ずるような土地だけだということである。まず注意しておきたいのは、差額地代としての差額地代の法則はこの前提が正しいか正しくないかにはまったくかわりがないということである。

一般的な市場規制的な生産価格を  $P$  と名づければ、 $P$  は最劣等  $A$  の生産物にとってはその個別的生産価格と一致する。すなわち、この価格は、生産に消費された不変資本および可変資本・プラス・平均利潤(=企業者利得・プラス・利子)を償うのである。

地代はこの場合にはゼロである。」(P961)

「いま、仮りに、土地部類  $A$  については、地代はゼロだからその生産物の価格は  $P + 0$  だという前提はまちがいだとしよう。むしろ  $A$  地の地代  $r$  を支払うとしよう。」(P961-2) この場合にも、「差額地代の法則」は影響を受けない。

「土地所有者にとっては、自分の土地を借地農業者にただで貸してこの取引相手にたいしては無償信用を開始するほど博愛的に振る舞うという理由にはけっしてならないのである。……制限としての土地所有は、差額地代としての地代がなくなるところでも、すなわち土地種類  $A$  でも、やはり存続するのである。」(P964)

「資本主義的生産が行なわれている国で地代を支払わないでも土地への投資が行なわれる場合」は、①「資本家自身が土地所有者である場合」②「一つの賃貸地をなしている複合地のなかに」「事実上はただで貸されている個々の地片」がある場合③「同じ借地に追加資本を投下して得られる追加生産物が現在の市場価格では自分にただ生産価格を与えるだけで自分のために通例の利潤をあげはするが追加地代の支払を可能にはし」ない場合だけである。

「土地  $A$  の追加耕作が行なわれるのは、ただ、土地  $A$  が地代を生み、したがって生産価格よりも多くを生むかぎりでのことだとすれば、ただ二つの場合だけが可能である。一方の場合には、市場価格は、旧来の借地での最後の追加投資でさえも超過利潤をあげるだけの高さになっていなければならない。……もう一つの場合には、旧来の借地での最後の投資は地代を生まないが、それにもかかわらず、市場価格は、土地  $A$  の開墾ができて地代を生むのに十分な高さまで上がっている。……最劣等地でも、およそその耕作が許されるためには、地代を生まなければならないという事情こそは、この条件を充たすことができる点まで穀物価格が上がることの原因であろう。」(P969)

「差額地代に特有なことは、……超過利潤を、横取りするだけだということである。」超過利潤は土地所有の原因ではないが、「もし最劣等地  $A$  が——その耕作は生産価格をあげるであろうにもかかわらず——この生産価格を超える超過分すなわち地代を生むまでは耕作されることができないとすれば、土地所有はこの価格上昇の創造的原因である。土地所有そのものが地代を生んだのである。」(P969-970)

「資本主義的生産様式に対応する諸関係が存在するところでは、地代と借地料とは一致し

なければならない。しかも、ここで研究しなければならないのは、まさにこのような正常な関係なのである。」(P971) この研究は、「研究の眼目が、資本の投下場面としての土地を土地所有者が制限しているところでは土地所有は土地生産物の価格や地代にどのように作用するか、ということにある」(P972)

「投資は土地所有者のために地代を生まなければならない。彼は、彼への借地料の支払いができるようになったとき、はじめて賃貸するのである。だから、市場価格は、生産価格を超えて  $P+r$  まで上がり、土地所有者への地代の支払ができるようになっていなければならない。」(P973)

「この租税(絶対地代のこと——青山)には一定の経済的制限があるということは自明である。この租税を制限するものは、旧来の借地での追加投資であり、外国の土地生産物の競争——その自由な輸入を前提して——であり、土地所有者どうしの競争であり、最後に消費者たちの欲望と支払能力である。……問題なのは、最劣等地が支払う地代は、前提によれば一般的市場価格を調節するその土地の生産物の価格のなかに、ちょうど租税が課税商品の価格のなかにはいるのと同じように、すなわちその商品の価値にはかかわりのない要素として、はいるのかどうか、ということである。」(P973)

次に、同量の資本の有機的構成が高ければ商品の価値は低く、商品の生産価格よりも低くなり、有機的構成が低ければ商品の価値は高くなり、商品の生産価格よりも高くなることが述べられている。続いて、次のように述べられている。

「本来の農業では資本の構成が社会的平均資本の構成よりも低いとすれば、このことは、一見して明らかに、生産の発達している諸国では農業は加工工業と同じ程度には進歩していないということを表しているであろう。」(P975)

「とはいえ、農業生産物の価値がその生産価格を超える超過分の存在という単なる事実は、……絶対地代と呼ぶことのできる地代の存在を説明するには、けっして十分ではないであろう。」(P976)

続けて、総資本による総剰余価値の平均化につ述べた後、次のように述べている。

「土地所有が設ける制限のために、市場価格は、この土地が生産価格を超える超過分すなわち地代を支払うことができるようになる点まで、上がらざるをえない。……農業生産物の独占は、他の産業の生産物でその価値が一般的生産価格よりも高いものとは違って、生産価格に水平化されないことにあるであろう。……農業生産物の価格はその生産物の価値まで達しなくてもその生産物の生産価格よりは高いことがありうる、ということになる。」(P978-979)

「土地所有は土地生産物の価格をその生産価格よりも高く押し上げることができるとはいえ、市場価格がどれほど生産価格を超えて価値に近づくか、つまり、与えられた平均利潤を越えて農業で生産された剰余価値がどの程度まで地代に転化し、どの程度まで平均利潤への剰余価値の一般的平均化に参加するかは、土地所有によって定まるのではなく、一般的な市場状態によって定まるのである。いずれにせよ、この絶対的な、生産価格を超える価値の超過分から生ずる地代は、ただ、農業剰余価値の一部分でしかなく、この剰余価値の地代への転化、土地所有者によるその横取りでしかないのであって、ちょうど、差額地代が、一般的規制的生産価格のもとで、超過利潤の地代への転化、土地所有によるその横取りから生ずるのと同じことである。地代のこの両形態は唯一の正常な形態である。

この両形態のほかには、地代はただ本来の独占価格にもとづいていることがありうるだけで、この独占価格は、商品の生産価格によって規定されるのでも価値によって規定されるのでもなく、買い手の欲望と支払能力とによって規定されているのであって、その考察は、市場価格の現実の運動を研究する競争論に属するものである。」(P980-981)

「土地所有が絶対的に制限として作用するのは、ただ、およそ土地を資本の投下場面として許容することが土地所有者への貢ぎ物を条件とするかぎりでのことである。」(P981)

「絶対地代というのは、つねに、ここで述べた意味でのそれ、すなわち、差額地代とも違うし本来の独占価格にもとづく地代とも違う地代のことである。」(P981-982)と述べたあと、本来の独占価格と剰余労働の一部としての「地代」の違いを農業の「自然発生的な生産性」のもつ特殊性等から説明している。

「絶対地代は、一見では地代を単なる独占価格のおかげにしてしまうようないくつかの現象を説明する。」(P985)として、「造林の生産物としてではなしに存在する森林」を例にとって、絶対地代を説明している。

次に、新たに耕作される例を四つあげ、最後に、「この絶対地代は本来の採取産業ではいっそう重要な役割を演ずる」(P990)と述べて、「採取産業」が「最低の資本構成が無条件に支配的」な点を指摘している。

#### 「第四五章」の論点

◎差額地代を分析するにあたっては次のような前提から出発した。すなわち、最劣等地は地代を支払わないということ、または、もっと一般的に言い表わせば、地代を支払う土地は、ただ、その生産物にとっては個別的生産価格が市場規制的生産価格よりも低く、したがってそこに地代に転化する超過利潤が生ずるような土地だけだということである。

◎土地所有者にとっては、自分の土地を借地農業者にただで貸してこの取引相手にたいしては無償信用を開始するほど博愛的に振る舞うという理由にはけっしてならないのである。

◎投資は土地所有者のために地代を生まなければならない。彼は、彼への借地料の支払いができるようになったとき、はじめて賃貸するのである。だから、市場価格は、生産価格を超えて  $P+r$  まで上がり、土地所有者への地代の支払ができるようになっていなければならない。

◎差額地代に特有なことは、超過利潤を、横取りするだけだということである。

◎最劣等地が支払う地代は、前提によれば一般的市場価格を調節するその土地の生産物の価格のなかに、ちょうど租税が課税商品の価格のなかにはいるのと同じように、すなわちその商品の価値にはかかわりのない要素としてはいるということである。

◎土地所有が設ける制限のために、市場価格は、この土地が生産価格を超える超過分すなわち地代を支払うことができるようになる点まで、上がらざるをえない。同量の資本の有機的構成が高ければ商品の価値は低く、商品の生産価格よりも低くなり、有機的構成が低ければ商品の価値は高くなり、商品の生産価格よりも高くなる。農業生産物の価格はその生産物の価値まで達しなくてもその生産物の生産価格よりは高いことがありうる。

◎土地所有は土地生産物の価格をその生産価格よりも高く押し上げることができるとはいえ、市場価格がどれほど生産価格を超えて価値に近づくか、つまり、与えられた平均利潤を越えて農業で生産された剰余価値がどの程度まで地代に転化し、どの程度まで平均利潤

への剰余価値の一般的平均化に参加するかは、土地所有によって定まるのではなく、一般的な市場状態によって定まるのである。

◎この絶対的な、生産価格を超える価値の超過分から生ずる地代は、ただ、農業剰余価値の一部でしかなく、この剰余価値の地代への転化、土地所有者によるその横取りでしかないのであって、ちょうど、差額地代が、一般的規制的生産価格のもとで、超過利潤の地代への転化、土地所有によるその横取りから生ずるのと同じことである。

◎地代のこの両形態は唯一の正常な形態である。この両形態のほかには、地代はただ本来の独占価格にもとづいていることがありうるだけで、この独占価格は、商品の生産価格によって規定されるのでも価値によって規定されるのでもなく、買い手の欲望と支払能力とによって規定されているのであって、その考察は、市場価格の現実の運動を研究する競争論に属するものである。

◎絶対地代というのは、つねに、ここで述べた意味でのそれ、すなわち、差額地代とも違うし本来の独占価格にもとづく地代とも違う地代のことであり、一見では地代を単なる独占価格のおかげにしてしまうようないくつかの現象を、絶対地代は説明することができる。

◎最後に、「この絶対地代は本来の採取産業ではいっそう重要な役割を演ずる」ことを述べ、「採取産業」が「最低の資本構成が無条件に支配的」であることを指摘している。

#### 「第四五章」の要点と現代の私たちが留意すべき点

##### 「第四五章」の要点

差額地代を分析するにあたっては次のような前提から出発した。すなわち、最劣等地は地代を支払わないということ、または、もっと一般的に言い表わせば、地代を支払う土地は、ただ、その生産物にとっては個別生産価格が市場規制的生産価格よりも低く、したがってそこに地代に転化する超過利潤が生ずるような土地だけだということである。差額地代に特有なことは、超過利潤を、横取りするだけだということである。

土地所有者にとっては、自分の土地を借地農業者にただで貸してこの取引相手にたいしては無償信用を開始するほど博愛的に振る舞うという理由にはけっしてならないのである。土地所有が設ける制限のために、市場価格は、この土地が生産価格を超える超過分すなわち地代を支払うことができるようになる点まで、上がらざるをえない。最劣等地が支払う地代は、前提によれば一般的市場価格を調節するその土地の生産物の価格のなかに、ちょうど租税が課税商品の価格のなかにはいるのと同じように、すなわちその商品の価値にはかかわりのない要素としてはいるということである。

同量の資本の有機的構成が高ければ商品の価値は低く、商品の生産価格よりも低くなり、有機的構成が低ければ商品の価値は高くなり、商品の生産価格よりも高くなる。農業生産物の価格はその生産物の価値まで達しなくてもその生産物の生産価格よりは高いことがありうる。

絶対地代は、生産物の価値のうち生産物の価格を超える超過分の実現されたものか、または生産物の価値よりも高い独占価格かを前提する。

土地所有は土地生産物の価格をその生産価格よりも高く押し上げることができるとはいえず、市場価格がどれほど生産価格を超えて価値に近づくか、つまり、与えられた平均利潤を越えて農業で生産された剰余価値がどの程度まで地代に転化し、どの程度まで平均利潤

への剰余価値の一般的平均化に参加するかは、土地所有によって定まるのではなく、一般的な市場状態によって定まるのである。

#### 現代の私たちが留意すべき点

『資本論』は「本来の農業では資本の構成が社会的平均資本の構成よりも低いとすれば、このことは、一見して明らかに、生産の発達している諸国では農業は加工工業と同じ程度には進歩していないということを表しているであろう。」(P975)と述べています。

このことは、農業労働者が常に低賃金に放置される可能性があること、社会として農業の資本構成を高める努力が必要であることを、私たちに、示唆しています。